

「建設用原材料」投稿規定

1. 投稿原稿

- 1.1 原稿の種類は、総説、解説、論文・報文、その他とする。
- 1.2 論文・報文は、建設用原材料の開発、生産、利用等に関する独創的な研究であって、学術的または社会的に価値ある結論あるいは事実を含むものとし、原則として未発表のものに限る。ただし、公開刊行物で公表された口頭あるいはポスター発表の要旨はこの限りでない。
- 1.3 総説は、建設用原材料の開発、生産、利用等に関する研究を広くかつ普遍的に総括、解説し、その研究の推移を知る上に役立つものとする。
- 1.4 解説は、建設用原材料の開発、生産、利用等に関する先進的な研究や報告を取りまとめ、今後の技術動向を知る上で役に立つものとする。
- 1.5 原稿の作成に当たっては、別に定める執筆要領（資源・素材学会建設用原材料部門委員会発行「建設用原材料」の版下原稿作成について）に従う。
- 1.6 原稿は、原則、原稿のPDFファイルおよび送付者の連絡先等を添付して、電子メールにて提出する。原稿の提出先は、別に定める執筆要領に従う。

2. 審査

- 2.1 編集委員会は、論文は2名以上の査読者に、総説、解説、報告、その他は1名以上の査読者に査読を依頼する。
- 2.2 編集委員会は原稿について、査読者の意見や投稿規定等に照らして、問い合わせまたは修正の依頼をすることができる。
- 2.3 問い合わせまたは修正を求められた原稿は、1か月以内に回答または修正されない場合、整理されることがある。
- 2.4 投稿原稿の採否は、編集委員会が、査読者の意見等を参考に審査し、決定する。

3. 著作権

登載された原稿の著作権は著者に属し、編集著作権は資源・素材学会 建設用原材料部門委員会に属する。

1992年3月26日制定

1997年5月30日改訂

2012年3月27日改訂

2015年4月17日改訂